

芽室町議会会議条例等運用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(全員協議会の開催)</p> <p>第33条 一略一</p> <p>2～6 一略一</p> <p>7 議長は、議会事務局職員に会議の内容、出席議員の氏名等必要な事項を記載した会議記録を作成させ、これに署名し、保管する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(全員協議会の開催)</p> <p>第33条 一略一</p> <p>2～6 一略一</p> <p>7 議長は、議会事務局職員に会議の内容、出席議員の氏名等必要な事項を記載した会議記録を作成させ、これに署名<u>又は記名押印</u>し、保管する。</p>